

(仮称)

# 亀山市教育大綱

平成29年2月(予定)

亀山市

## [目 次]

1. はじめに	1
2. 大綱の概要	2
(1)位置付け	2
(2)期間	2
3. 亀山市の目指す教育	3
(1)基本理念	3
(2)基本方針	4
4. 推進体制	6

# 1. はじめに

平成26年6月20日に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」については、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図る等を目的として行われました。

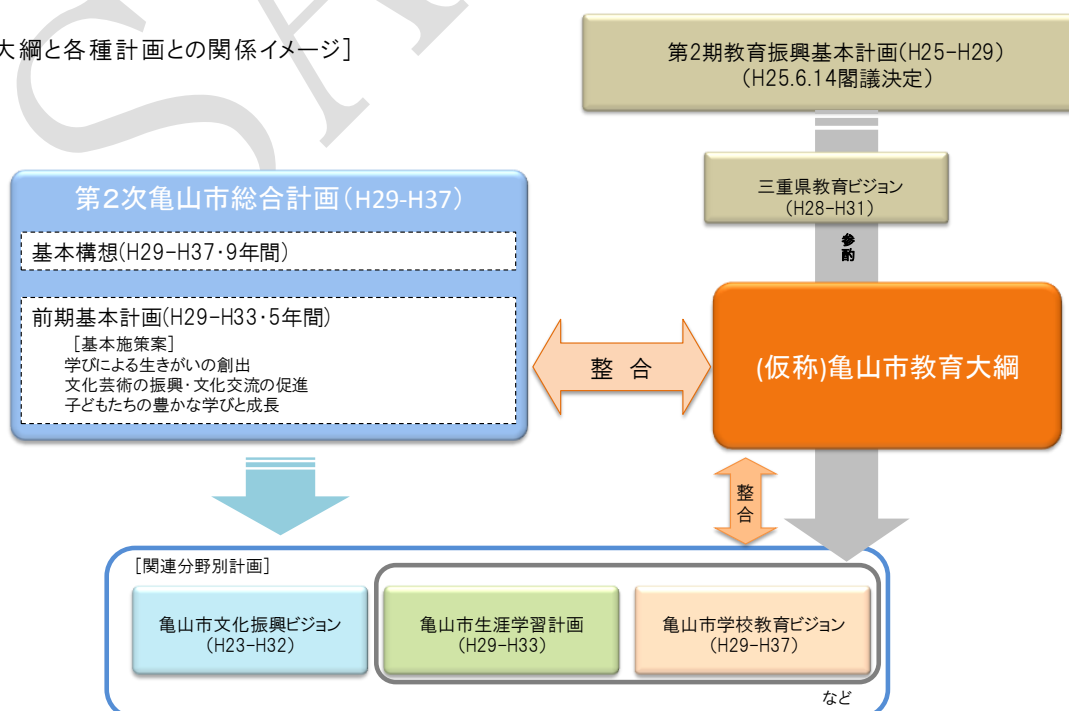
この改正により、新「教育長」や「総合教育会議」の設置、首長による「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定など、地方教育行政における首長の関与のあり方が大きく見直され、平成27年4月にこの制度は施行されています。

この中で、教育等に関する「大綱」については、教育基本法第17条に規定する基本的な方針(第2期教育振興計画)を参酌し、地域の実情に応じたものとして、総合教育会議での協議を行い、首長が定めるものです。

本市においては、平成28年度に策定する「第2次亀山市総合計画」における将来像「○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○○」の実現のため、各分野にわたる政策方針となる基本施策の大綱を掲げています。この第2次総合計画との整合を図りながら、亀山市の目指す教育を実現するための、教育に関する各分野の基本方針を位置づけるものとして、「亀山市教育大綱」を策定します。

平成29年2月(予定)  
亀山市長 櫻井 義之

[大綱と各種計画との関係イメージ]



## 2. 大綱の概要

### (1)位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第1条の3第1項の規定に基づき、本市の目指す教育の実現に向けた基本理念及び基本方針を明らかにするため策定するものです。

策定にあたっては、国の「第2期教育振興基本計画」及び三重県教育委員会の「三重県教育ビジョン」を斟酌しながら、亀山市総合計画や関連する分野別計画との整合を図っています。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

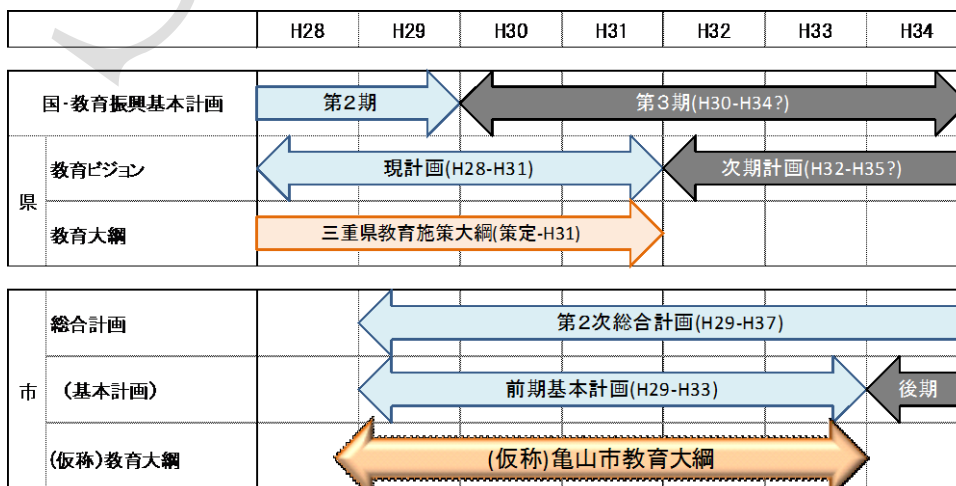
3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

### (2)期間

本大綱の期間については、地教行法における大綱の趣旨と、本大綱との整合を図る市の最上位計画となる第2次総合計画の計画期間を勘案し、策定の日から平成33年度までとします。

なお、国の「第2期教育振興基本計画」及び三重県教育委員会の「三重県教育ビジョン」の見直しが行われた場合など、必要に応じて見直しを行うこととします。









## 4. 推進体制

本大綱の推進にあたっては、地教行法第1条の4の規定に基づく亀山市総合教育会議での協議を行うなど、市長及び教育委員会との連携・調整を図りながら推進します。

本大綱に基づく具体的な施策の実施等に関しては、第2次総合計画及び関連する分野別計画の推進において、PDCA サイクルによるものとします。こうした分野別計画の推進状況を総合教育会議への報告を行い、その連携や調整を図った後、市長及び教育委員会からの指示により、更なる推進を図ることとします。

